

**令和6年度から、京都市の発注工事(市長部局)は  
全ての「週休2日工事」を発注者指定方式にします！**

- **令和6年4月1日**から建設業においても時間外労働の上限規制が適用
- 京都市は、建設業における「働き方改革」を推進するため、全ての工事で「週休2日」の取組を進めていきます！
- 皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

★ **週休2日(4週8休以上)工事の発注者指定方式とは  
経費の補正額(約5%)を当初設計時に計上<sup>※1</sup>！  
達成すれば、工事成績評定点を加点！**

※1:達成できなかった場合は、達成状況に応じて減額変更します。

★ **手続方法は**

**建築、電気、機械工事等<sup>※2</sup>**

**「工程表」に現場閉所日と現場閉所率を記入！**

※2:施工期間が著しく短い工事は除きます。また、一部の工事は現場閉所ではなく、  
交替制による週休二日工事とします。

**土木、舗装、造園、電気(照明灯等)、道路施設、体育施設、フェンス、道路・下水清掃工事等<sup>※3</sup>**

**「工事月報」に現場閉所日、「工事履行報告書」に現場閉所率を記入！**

※3:災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事は除きます。

詳しくは、京都市情報館のページをご覧ください。

・「都市計画局週休2日工事の実施について」:建築、電気、機械工事等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000253120.html>

問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課  
技術担当 TEL: 075-222-3641



・「建設局週休2日工事の実施について」:土木、舗装、造園、電気(照明灯等)、道路施設工事等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>

問合せ先

京都市建設局建設企画部監理検査課  
契約審査担当 TEL: 075-222-3548

